

議案第 8 9 号

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部改正について

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和元年 1 1 月 2 9 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、師勝児童クラブを増設するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市児童クラブ設置条例の一部を改正する条例

北名古屋市児童クラブ設置条例（平成１８年北名古屋市条例第１０４号）の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

師勝ほほえみ児童クラブ	北名古屋市能田１０５番地（北名古屋市立師勝小学校内）	４０人
師勝ゆめっ子児童クラブ		４０人

」を

「

師勝ほほえみ児童クラブ	北名古屋市能田１０５番地（北名古屋市立師勝小学校内）	４０人
師勝ゆめっ子児童クラブ		４０人
師勝にこにこ児童クラブ		４０人

」に

改める。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。